

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る  
電気料金の特別措置に関する供給条件  
(北陸エリア高圧)

2024年4月1日実施



# 料金の特別措置に関する供給条件の内容

## 1 適用

- (1) この電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置に関する供給条件（北陸エリア高圧）（以下「この供給条件」といいます。）は、(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧で電気の供給を受け、かつ、原則として、当社の電気標準約款Ⅱ等（以下「約款」といいます。）にもとづき電気需給契約を締結しているお客さまに適用いたします。ただし、当社と市場連動型メニューに係る電気需給契約を締結しているお客さまは除きます。
- (2) この供給条件は、次の地域に適用いたします。
- 富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部
- (3) この供給条件は、2024年4月1日から2024年6月30日までの期間に使用される電気に適用いたします。

## 2 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 約款にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、電気標準約款Ⅱ別表2(1)ハによらず、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (2) \text{の基準燃料費調整単価} - (4) \text{の特別措置の燃料費調整単価}$$

- (2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{円}) \times \frac{(3) \text{の基準燃料単価}}{1,000}$$

(3) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15 銭 7 厘
------------	----------

(4) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年4月1日 から2024年5月 31日までの期間	2024年6月1日 から2024年6月 30日までの期間
1キロワット時につき	1 円 80 銭	0 円 90 銭

3 その他

その他の事項については、約款に定めるところによるものといたします。

## 附 則

本供給条件の実施にともない、電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置に関する供給条件（北陸エリア高圧）（2024年2月1日実施）は廃止いたします。

